

委託仕様書

1 業務名

備後福山ワインクラブ事業実施業務

2 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 備後圏域とは、広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町及び神石高原町並びに岡山県笠岡市及び井原市の行政区域をいう。
- (2) 備後福山ワインとは、福山市内のワイナリーである、山野峡大田ワイナリー、福山わいん工房で製造されるワイン及び有限会社ぬまくま夢工房が販売するワイン「ローズマインド」をいう。

3 業務目的

本業務は、備後福山ワインのPR及び販路拡大をすることで、備後福山ワインのブランド推進及び消費拡大につなげていくことを目的とする。

4 業務期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日まで

5 業務の概要

(1) 対象地域

福山市内及び福山市外

(2) 業務内容

ア 備後福山ワインを飲める店の拡大

- ・備後福山ワインを提供する新たな飲食店等を募集し、「ふくやまデジタルマップ」内に備後福山ワインを飲める店として掲載するための情報を収集する。
- なお、登録作業は、福山市農業振興課が行う。

イ ワインの体験型観光コンテンツの企画・運営（観光列車など）

(ア) ワイン作りを見学・体感できるコンテンツの提供を行う。

（例：農業・・・植樹、栽培、収穫、剪定など）

（例：製造・・・除梗・破砕、圧縮、瓶詰め、打栓、ラベル貼付けなど）

- ・参加者に対して、参加費に応じた成果物（ワイン等）の提供を行う。
- ・参加者に提供する成果物の提供及び体験コンテンツの提供に必要なぶどうを確保するため、生産者との連携・協力体制を構築する。
- ・参加者に提供する成果物の提供に必要なワインを醸造するため、ワイン醸造者との連携・協力体制を構築する

(イ) 飲食物の提供を行う。

- ・備後福山ワインを提供すること。
- ・ワインに合う料理を提供すること。

(ウ) 備後福山ワインの PR につながる企画を実施。

- ・ソムリエによるワイン講座を実施すること。

(エ) 情報発信

- ・体験型観光コンテンツの広告及び宣伝。(WEB 広告等)
- ・本市がデジタルサイネージ等に掲載する画像等の作成。

※デジタルサイネージに使用する画像等の比率は 16 : 9 を基本とする。

(オ) その他

- ・参加費の徴収や管理、参加者の基本情報の管理を行うこと。
- ・参加者の個人情報保護については、福山市個人情報保護条例に則り保全に万全を期すること。
- ・参加費の善良なる執行及び保全を行うこと。

ウ 報告書の作成

- ・業務完了後に、業務委託報告書（任意様式）、業務委託完了届を提出すること。

(3) その他特記事項

ア 契約締結後、速やかに次の書類を提出すること。

- ・実施工程表
- ・業務計画書
- ・責任者及び担当者一覧表（担当職務、緊急時連絡先等を記載）
- ・その他発注者が必要に応じて指示した書類

イ 業務の実施過程で作成した全ての電子データは、業務完了時に発注者に納品すること。

ウ 業務実施に当たっては、発注者と十分協議及び連絡調整を行い、円滑かつ効率的な業務実施に努めること。

エ 発注者の手配する人員及び資機材を有効に活用し、経費の節減に努めること。

オ 業務に必要な人員を配置し、必ず責任者を置くこと。

カ 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。

キ 不測の事態を想定し、不測の事態が発生した場合においても業務を遂行できる体制とすること。

ク 業務の実施に当たり、打ち合わせた結果は記録簿に取りまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。

ケ 受注者は業務の進捗状況等を定期的に発注者に報告するほか、発注者との打合せを定期的に行うこと。

コ 業務の目的を達成するために発注者は受注者に対して業務の進捗状況に関しての必要な指示を行うことができる。

サ 業務の実施過程において、発注者又は受注者が仕様書の変更を要すると判断した場合、双方協議のうえ、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。

シ 業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。

ス 受注者が仕様書に違反し、改善の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、発注者は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。

セ 本業務の実施に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合については、速やかに発注者と協議すること。

6 成果物

(1) 本業務の成果物は次のとおりとし、履行期間末日までに納品すること。

ア 業務委託報告書 (A4 版) 製本 5 部

イ その他発注者が指示するもの

ウ 上記ア、イの電子データ

※PDF 形式又は Word、Excel 形式

(2) 報告書の印刷にあたっては、発注者の指示に従うこと。

(3) 成果物は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承認を得ずに使用または公表しないこと。

(4) 成果物の納入先は福山市経済環境局経済部農業振興課とする。

(5) 成果物の納入日は受注者及び発注者が協議のうえ決定する。